

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年1月7日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第65号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市保健所条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第38号）の施行期日は、平成20年3月10日とする。

（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）